

千葉大学大学院薬学研究院における人を対象とする生命科学・医学系研究に関する申し合わせ

(令和3年8月25日教授会決定)

1 研究責任者等は、倫理審査委員会及び研究機関の長が必要と認めたときは、研究の途中においても、倫理研究実施（経過・終了・中止）報告書により経過報告を行わなければならない。

2 様式および別紙の変更は倫理審査委員会の審議事項とする。

3 各種様式は以下のとおりとする。

別紙様式1

倫理審査申請書

[別紙参照]

別紙様式2

研究責任者・研究分担者リスト

[別紙参照]

別紙様式3

実施許可申請書

[別紙参照]

別紙様式4

研究機関要件確認書

[別紙参照]

別紙様式5

倫理審査結果通知書

[別紙参照]

別紙様式6

実施許可通知書

[別紙参照]

別紙様式 7

倫理研究実施（経過・終了・中止）報告書

[別紙参照]

別紙

倫理審査申請・実施許可申請に係る提出書類について

[別紙参照]